### 町民の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が深刻さを増していることから、 政府は1月13日に福岡県を緊急事態宣言の対象地域に追加することを決 定しました。

本町においても、今年に入って、新型コロナウイルス感染症に感染された方が8名確認されています。感染された方々の早期回復をお祈り申し上げますと共に、町民の皆さまには、誤った情報などに惑わされることなく、冷静に行動いただき、感染者の方々が肩身の狭い思いをされないようご配慮をお願いいたします。

また、今まで以上に不要不急の外出を自粛していただき、日常生活における「三密」の回避やマスク着用、手洗い・うがい等感染予防の徹底を行い、一人ひとりが力を合わせて感染拡大防止に取り組んでいただきますようお願い致します。本町としましても、県と緊密に連携し、更なる感染拡大の防止に努めてまいります。

町民の皆さんと一緒になって、感染者の方々を思いやり、感染が拡大しないようお互いに協力し、この難局を乗り越えていきましょう。

町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年1月14日 大木町長 境 公雄

### !!要請!!

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態措置

福岡県が国の緊急事態宣言の対象区域に加えられました。これを受け、福岡県における緊急事態措置について決定がありましたので大木町の皆さまへ要請します。

### 県民の皆さまへのお願い (特措法45条1項に基づく要請)

# 不要不急の 外出・移動の自粛

(特に20時以降は徹底)

※生活や健康の維持に必要な場合を除く

区域:県内全域

期間:1月14日(木)から2月7日(日)まで

昼夜問わず、不要不急の外出・移動の自粛をお願いします。 特に20時以降は徹底してください。

また、引き続き、マスク、手洗い、身体的距離、三密回避などの基本的な感染対策の徹底をお願いします。

- ※公共施設の利用は原則として20時迄(1/16~)となります。
- ※不要不急の催物(イベント)等や飲食を伴う催物については、 延期又は自粛をお願いします。
- 延期又は日承をお願いしまり。
  - ※町内の公共施設の開設状況及びイベントの中止(延期)については町のHPにてご確認ください。

大木町HP